

## 富田林市規則第32号

### 富田林市国民健康保険料及び一部負担金の徴収猶予又は減免に関する規則

富田林市国民健康保険料又は一部負担金の徴収猶予及び減免に関する規則（昭和46年規則第18号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項並びに富田林市国民健康保険条例（昭和36年条例第1号。以下「条例」という。）第24条及び第25条の規定に基づき、富田林市が徴収する国民健康保険料（以下「保険料」という。）及び一部負担金の徴収猶予又は減免に関し、富田林市国民健康保険条例施行規則（昭和36年富田林市規則第4号。以下「規則」という。）第31条及び第34条の2の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 減免対象保険料 当該年度の保険料のうち所得割額をいう。
- （2） 前年中の合計所得額 被保険者及びその者の属する世帯の被保険者でない世帯主（以下「被保険者等」という。）に係る賦課期日の属する年の前年の所得に対する地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額を合計した額をいう。
- （3） 当該年中の合計所得額 被保険者等に係る賦課期日の属する年の所得に対する地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額を合計した額をいう。
- （4） 基礎控除後の総所得金額等 条例第11条第1項に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。
- （5） 旧被扶養者 被保険者のうち次のいずれにも該当する者をいう。
  - ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者
  - イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であったもの
    - （ア） 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

- (イ) 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者
  - (ウ) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員
  - (エ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
  - (オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。
- (6) 実収入月額 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護開始時の要否判定に用いられる収入認定額をいう。
- (7) 生活保護基準額 生活保護法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助について同法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定した世帯主及びその世帯に属する被保険者の需要の額を合計した額をいう。

（保険料の徴収猶予）

第3条 市長は、納付義務者（被保険者の属する世帯の世帯主をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったため、一時的に生活が困難となり、保険料を徴収猶予する必要があると認めるときは、6カ月以内の期間を限ってその徴収を猶予する。

- (1) 天災等（震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害をいう。以下同じ。）により死亡し、若しくは障害者となり、又はその者の資産に甚大な損害を受けたとき。
- (2) 天災等により農作物に甚大な被害を受け、又はこれに類する事由により収入が著しく減少したとき。
- (3) 事業又は業務について重大な損害を受け、又は休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。

（保険料の減免）

第4条 市長は、被保険者等が次の各号のいずれかに該当するに至ったため、一時的に生活が困難となり、保険料を減免する必要があると認めるときは、それぞれ当該各号により算出した額を減免することができる。

- (1) 天災等（1年以内に発生したものに限る。次号及び第3号において同

じ。)により、次の表の区分に掲げる事項に該当するに至ったときは、当該年度の保険料(申請書が7月1日以降に提出された場合にあっては、提出の日以降に納期が到来する保険料の合計額をいう。次号及び第3号において同じ。)に、それぞれ当該右欄に掲げる割合を乗じて得た額

区分		割合
死亡した場合	納付義務者又は生計の中心者	10割
	納付義務者又は生計の中心者の配偶者	5割
	その他の被保険者	3割
特別障害者(地方税法施行令第7条の15の8に規定する障害者)となった場合	納付義務者又は生計の中心者	9割
	納付義務者又は生計の中心者の配偶者	5割
	その他の被保険者	3割
重傷者(治癒に2カ月以上を要する負傷をした者)となった場合	納付義務者又は生計の中心者	6割
	納付義務者又は生計の中心者の配偶者	3割
	その他の被保険者	2割

- (2) 天災等により、次の表の区分に掲げる事項に該当するに至り、かつ、前年中の合計所得額が1,000万円以下であるときは、当該年度の保険料に、それぞれ当該右欄に掲げる割合を乗じて得た額

区分		割合
住宅が全壊し、流失し、埋没し、若しくは全焼したことにより、その原型をとどめなくなつた場合又はその主要構造部分に著しい損傷を受け、その50%以上の価格を減じたと認められる場合	前年中の合計所得額が500万円以下の世帯	10割
	前年中の合計所得額が500万円を超え750万円以下の世帯	7割
	前年中の合計所得額が750万円を超え1,000万円以下の世帯	5割
住宅が3日以上に渉る床上浸水等により損傷を受け、その30%以上50%未満	前年中の合計所得額が500万円以下の世帯	5割
	前年中の合計所得額が500万円を超え750万円以下の世帯	3割

の価格を減じたと認められる場合又は家財家具のすべてが流失し、埋没し、若しくは焼失した場合	前年中の合計所得額が750万円を超え1,000万円以下の世帯	2割
その他、住宅が床上浸水等により損傷を受けた場合、又は家財家具についてその40%以上の価格を減じたと認められる場合	前年中の合計所得額が500万円以下の世帯	3割
	前年中の合計所得額が500万円を超え750万円以下の世帯	2割
	前年中の合計所得額が750万円を超え1,000万円以下の世帯	1割

- (3) 天災等により農作物に甚大な被害を受け、又はこれに類する事由により収入が著しく減少したときは、次の表に掲げる区分に従い、当該年度の保険料にそれぞれ当該右欄に掲げる割合を乗じて得た額

前年中の合計所得額	割合
300万円以下	10割
300万円を超え400万円以下	8割
400万円を超え550万円以下	6割
500万円を超え750万円以下	4割
750万円を超え1,000万円以下	2割

- (4) 旧被扶養者については、次の表に掲げる区分に従い、当該中欄に掲げる期間について、当該年度の保険料にそれぞれ当該右欄に掲げる割合を乗じて得た額

区分		割合
所得割額	所得の状況にかかわらず、当分の間	10割
被保険者均等割額。ただし、減額賦課5割、7割軽減該当世帯に属する旧被扶養者については減免を行わない。	資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間	減額賦課非該当世帯に属する旧被扶養者 5割
		減額賦課2割軽減該当世帯に属する旧被扶養者 軽減前の額の3割
世帯別平等割額。	資格取得日の属す	減額賦課非該当世帯 5割

ただし、旧被扶養者のみで構成される世帯に限る。ただし、減額賦課5割、7割軽減該当世帯又は特定世帯（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第2項第8号イに規定する特定世帯をいう。）については、減免を行わない。	る月以後2年を経過する月までの間	帯に属する旧被扶養者	
		減額賦課2割軽減該当世帯に属する旧被扶養者	軽減前の額の3割

- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第32条に規定する破産手続開始の決定を受けたときは、当該年度の保険料に10割以内の割合を乗じて得た額
- (6) 削除
- (7) 納付義務者又は生計の中心者である被保険者が、法第59条各号の何れかに該当することとなったときは、当該年度の保険料に10割以内の割合を乗じて得た額
- (8) 生活保護法第11条第1項に規定する生活扶助を受けることになったときは、当該年度の保険料に10割以内の割合を乗じて得た額
- (9) 当該賦課年度中において被保険者の死亡又は疾病（2カ月以上入院した場合に限る。）により、その生計が著しく困難となったとき（保険料の減免を受けようとする納付義務者及びその者の属する世帯の被保険者全員の合計所得金額を基準として別に定める額が、別表に掲げる方法により算出した減免基準所得額に満たない場合をいう。以下次号及び第11号において同じ。）は、減免対象保険料（申請書が7月1日以降に提出されたものにあつては、提出の日以降に納期が到来する保険料の合計額をいう。以下第10号及び第11号において同じ。）に別に定める割合（8割を限度とする。）を乗じて得た額
- (10) 当該賦課年度中において、事業若しくは業務について重大な損害を受けたことにより、又は事業若しくは業務を休業し、廃止し、若しくは失業したことにより、収入が著しく減少したためその生計が著しく困難となったときは、減免対象保険料に0.2を乗じて得た額（過年度分保険料及び滞納繰越分保険料を除く。）
- (11) 前各号に掲げる事由のほか、その生計が著しく困難となったときは、減免対象保険料に別に定める割合（8割を限度とする。）を乗じて得た

額（過年度分保険料及び滞納繰越分保険料を除く。）

（一部負担金の徴収猶予及び減免）

第5条 市長は、一部負担金の支払義務者（以下「支払義務者」という。）が、次の各号のいずれかに該当したことにより、その生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、その者の申請により一部負担金の徴収を猶予し、又は減免することができる。

- （1） 天災等により、居住する住宅について著しい損害（全壊、全焼、大規模半壊、半壊、半焼、火災による水損又は床上浸水をいう。）を受けたとき。
- （2） 天災等により、世帯主（主たる生計維持者を含む。以下同じ。）が死亡し、又は障がい者となったとき。
- （3） 次に掲げる事由により、世帯収入が著しく減少し、支払義務者の属する世帯の実収入月額が生活保護基準額に1000分の1155（令和2年9月30日までの間にあつては、870分の990）を乗じた額以下となり、かつ、申請時点の預貯金の合計額が生活保護基準額の3カ月分に相当する額以下となったとき。

ア 事業又は業務の休廃止、失業等

イ 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁等

ウ 世帯主の死亡、入院又は外来

2 市長は、前項各号のいずれかに該当する支払義務者が保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に対して一部負担金を支払う必要がある場合において、当該一部負担金を直接徴収することにより、当該保険医療機関等に対する支払に代えて、その徴収を猶予することができる。

3 第1項の規定による減免の期間については、1カ月単位の更新制で3カ月までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、6カ月まで延期することができる。

（保険料の徴収猶予及び減免の申請）

第6条 第3条又は第4条の規定により、保険料の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする納付義務者は、規則第34条の2第1項又は第2項の規定による申請書に、その者の申請内容に応じ、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 国民健康保険世帯調書（様式第1号）
- （2） 天災等による罹災証明書又は被災証明書
- （3） 医師、医療機関等の入院証明書又は入院期間のわかる書類
- （4） その他の証明書、書類等

（一部負担金の徴収猶予及び減免の申請）

第6条の2 第5条の規定により、一部負担金の徴収猶予又は減免の措置を受

けようとする支払義務者は、規則第31条の規定による申請書に、その者の申請内容に応じ、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 天災等による罹災証明書又は被災証明書
- (2) 医師の意見書
- (3) 給与又は収入に関する証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、申請の事由を明らかにする書類  
(保険料の徴収猶予及び減免の決定通知等)

第7条 市長は、保険料の徴収猶予の承認又は不承認の決定をした場合には、保険料徴収猶予承認・不承認決定通知書(様式第2号)により、保険料の減免の承認の決定をした場合には保険料更正通知書により、保険料の減免の不承認の決定をした場合には保険料減免不承認通知書(様式第3号)により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により保険料の減免申請書を提出した者で、第4条第9号又は第10号の規定の適用により減免の措置を受けようとする場合において、その申請に係る必要とする書類が整わないときは、市長が別に定める期日までにその必要とする書類の提出を求めるものとする。この場合において、保険料の減免の決定はその間保留するものとし、保険料減免申請に係る決定の保留通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(一部負担金の徴収猶予及び減免の決定通知等)

第7条の2 市長は、第6条の2の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、一部負担金の徴収猶予又は減免の承認若しくは不承認の決定をするものとする。この場合において、必要があると認めるときは、世帯主等に対し、文書その他の必要書類の提出若しくは提示を命じ、又は職員に質問させることができる。

2 市長は、前項の規定により一部負担金の徴収猶予又は減免の承認若しくは不承認の決定をしたときは、速やかに一部負担金徴収猶予減免承認・不承認決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。この場合において、承認の決定をしたときは、一部負担金徴収猶予減免証明書(様式第6号)を併せて交付するものとする。

3 前項後段の証明書の交付を受けた者は、保険医療機関等において、療養の給付を受けようとするときは、被保険者証に当該証明書を添えて、当該保険医療機関等に提出しなければならない。

(保険料の徴収猶予又は減免決定の取消し等)

第8条 市長は、保険料の徴収猶予又は減免の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定を変更し、若しくは取り消し、又は徴収猶予若しくは減免した当該保険料の全部若しくは一部を徴収するものとする。

- (1) 徴収猶予又は減免の決定を受けた納付義務者の資力、その他の事情が変化したため当該決定を変更する必要があると認められるとき、又は当該決定を行う必要がなくなると認められるとき。
  - (2) 虚偽の申請、その他不正の行為があったと認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により保険料の徴収猶予若しくは減免の決定を変更し、又は取り消したことにより徴収猶予又は減免した当該保険料の全部又は一部を徴収するときは、その旨を当該納付義務者に通知するものとする。
- (一部負担金の徴収猶予及び減免決定の取消し等)
- 第8条の2 市長は、一部負担金の徴収猶予又は減免の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を変更し、若しくは取り消し、又は徴収猶予若しくは減免した当該一部負担金の全部若しくは一部を徴収するものとする。
- (1) 徴収猶予又は減免の決定を受けた支払義務者等の資力その他の事情が変化したため、当該決定を変更する必要があると認められるとき又は当該決定を行う必要がなくなると認められるとき。
  - (2) 虚偽の申請、その他不正の行為があったと認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により一部負担金の徴収猶予若しくは減免の決定を変更し、又は取り消したときは、その旨を当該支払義務者及び保険医療機関等に通知するものとする。
- (一部負担金の取扱い)

第8条の3 法第42条第2項の規定による一部負担金の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第9条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成13年度分の保険料から適用する。
- 2 平成13年度分及び平成14年度分の保険料の減免に係る第2条第1号の規定の適用については、同号中「2分の1」とあるのは「10分の7」とする。
- 3 平成15年度分の保険料の減免に係る第2条第1号の規定の適用については、同号中「2分の1」とあるのは「10分の6」とする。
- 4 平成13年度分から平成15年度分までの保険料の減免に係る第4条第10号の規定の適用については、同号中「0.2」とあるのは「0.3」とする。
- 5 当分の間、平成22年度以降の第4条第4号による保険料の減免については、同号中「該当する者（資格を取得した日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者（）」とする。

(東日本大震災等による被災者に係る一部負担金の減免の特例)



6 当分の間、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）及び長野県北部の地震による被災者（厚生労働省が認めた者に限る。）については、第5条の規定に関わらず一部負担金を減免するものとする。

7 平成27年度分の保険料の減免に係る第2条第1号の規定の適用については、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額の4分の1の額に所得割額を加えた額とする。

8 平成28年度分の保険料の減免に係る第2条第1号の規定の適用については、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額の6分の1の額に所得割額を加えた額とする。

附 則（平成14年規則第35号）

この規則は、公布の日から施行し、平成14年度分の保険料から適用する。

附 則（平成15年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の富田林市国民健康保険料の徴収猶予及び減免並びに一部負担金の減免に関する規則の規定は、平成15年度分の保険料から適用する。

附 則（平成20年規則第24号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第8号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第10号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の富田林市国民健康保険料の徴収猶予及び減免並びに一部負担金の減免に関する規則の規定は、平成23年3月1日以後の申請に係る保険料及び一部負担金の減免について適用する。

附 則（平成25年規則第41号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の富田林市国民健康保険料の徴収猶予及び減免並びに一部負担金の減免に関する規則の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成27年規則第30号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の富田林市国民健康保険料の徴収猶予及び減免並びに一部負担金の減免に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年規則第11号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第19号）

この規則は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第6号）

この規則は、令和元年6月1日から施行し、改正後の富田林市国民健康保険料の徴収猶予及び減免並びに一部負担金の減免に関する規則の規定は、平成31年度分の保険料から適用する。

附 則（令和2年規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表

### 減免基準所得額算定表

減免基準所得額は、保険料の納付義務者及びその世帯に属する被保険者全員について、次に掲げる額を合計した額とする。

(1) 生活費

生活保護法による保護の基準（昭和38年告示第158号。以下「保護の基準」という。）別表第1による生活扶助基準をもとに別に定める額に100分の125を乗じて得た額とする。

(2) 教育費

小中学校及び高等学校に在学する者は保護の基準別表第2による教育扶助基準をもとに別に定める額とし、大学に在学する者は83,400円とする。

(3) 住宅費

住宅費は、地代及び家賃の実支出額とする。ただし、保護の基準別表第3による住宅扶助基準をもとに別に定める額を超えないものとする。